

# 令和6年度 新潟県立自然科学館ボランティア活動要領

新潟県立自然科学館

## ■新潟県立自然科学館ボランティアの定義

自然科学館（以下「科学館」と表記）ボランティアは、科学館の地域生涯学習拠点としての取り組み、教育普及のための取り組みなどに自由な意志をもって自らパートナーとして広く深く関わり、館と共に成長していく有志の人とする

## ■ボランティア参加資格

科学館ボランティアの参加資格は以下の通りとする

1. 18歳以上の健康な方（高校生不可）
2. 科学館の運営に関心のある方
3. 実務体験をしたい方
4. 職員や他のボランティアと良好なコミュニケーションを図って活動できる方
5. 新潟県内に居住する方
6. 新規参加時に担当職員による面談を受けることが可能な方
7. 連絡用のメールアドレスをお持ちの方（PCアドレスが望ましい）

## ■ボランティア活動の条件

科学館ボランティアの活動にあたっては以下の各条件を満たすこと

1. 新規参加者は活動開始前、又は開始後すみやかにボランティア研修会に参加すること
2. 年間5回以上の活動参加を目標とする。ただし、ボランティア連絡会への参加は、活動カウントから除外する
3. 原則として活動時間は9時45分～17時00分の間とする。なお、時間外の活動が必要な場合は科学館担当者と協議の上別途定める
4. 活動中は貸与されたユニフォームを着用するほか、活動の妨げとなる服装は避ける

## ■活動内容

科学館ボランティアは、科学館の取組みをパートナーとして支援するために以下のような活動を行う

1. 館内常設展示物の解説及び運営
2. 館内における来館者サービスの支援
3. 工作教室など、自主イベントの企画・立案・実施
4. 天文観望会
5. 特別展、企画展など、館の各種イベントの支援
6. 上記各活動のための活動内容申請書の作成及び準備作業
7. 上記各活動についての活動報告書の作成

## ■活動場所

1. 科学館内、及び県内外の教育・文化関連施設を主たる活動場所とする

## ■処遇・特典など

科学館ボランティアに対する報酬は無給とする。ただし、その活動に際し以下の通り活動補助費を支給するほか、下記の特典を設ける

なお、活動補助費の支給額、支給条件については予算状況の変化等により 6 ヶ月を単位として見直す場合がある

1. 一日 3 時間以上の活動に対し、500 円を上限に食費の一部を補助する
2. 一日の活動に対し、食費補助と合せ 1800 円を上限に往復交通費実費相当分を支給する（自家用車利用の場合は、最短道程距離 1km につき 22 円とし、1km 未満は切り捨てとする）
3. ボランティア証とユニフォームを貸与する
4. 科学館常設全施設への無料入館（ただし本人のみ。定員制施設については一般来館者を優先する）
5. 科学館で実施される企画展、特別展への入場優待（ただし混雑時には一般来館者を優先する）

#### ■事務局

科学館は、ボランティア活動全体の連絡及び調整を図るため、ボランティア事務局を設置し、担当の職員を選任する

1. 事務局は必要に応じボランティア連絡会、研修会などを主催する
2. 事務局はボランティア活動申請書、活動報告書を受理し、その活動内容を記録、保管する

#### ■保険

科学館は、ボランティア活動中におこる様々な事故等に備え、ボランティア名簿登録者を対象とするボランティア活動保険に加入する

#### ■ボランティア用スペースの確保

1. 科学館ボランティアの連絡打ち合わせ、活動のための準備、休憩のための場所として科学館管理棟エリア内に適当なスペースを設ける
2. ボランティア用スペースは利用するボランティアが自主的に清掃、整頓などを行う

#### ■募集

1. 科学館は、科学館ボランティアを館内広告、科学館Webサイト等により公募する

#### ■ボランティア名簿への登録・削除

1. 科学館ボランティアへの登録を希望する方から、担当者との面談後、運営者代表が適当と認めた方をボランティア名簿に登録する
2. 6ヶ月を単位として、期間内に活動実績のない方あるいは科学館運営に支障がある場合はボランティア名簿から削除することがある
3. 登録したボランティアにはボランティア証を交付する

#### ■館内設備・機材の利用

1. ボランティアは、その活動に必要と認められる場合には、職員の許可を得た上で自然科学館の設備・機材を使用することができる
2. 科学館の設備機材を使用する際は、予め職員に届け出、その指示に従うものとする
3. 事故などにより、科学館の設備機材に損害を与えた場合は、速やかに職員に報告し、その指示に従うものとする
4. 設備機材の損害がボランティアの故意によると認められる場合は、その補修に要する経費の負担をボランティアに求めることができる
5. 個人が所有する機材を科学館に持ち込み使用する際は、予め職員の許可を得るものとし、また故障や損害について科学館は一切の責を負わないものとする

■その他

1. この要領に定めのない事項については科学館とボランティア両方で都度協議の上定める

附則

この要領は令和6年4月1日から実施する。